

## 南魚沼市指定給水装置工事事業者

### 1. 指定基準

- (1) 事業所毎に給水装置工事主任技術者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
  - ロ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
  - ハ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。
  - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
  - ホ 法人であってその役員のうち、イからニまでのいずれかに該当する者があるもの。

### 2. 指定申請

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請（様式第1）
  - ① 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあつては、その代表者の氏名。
  - ② 法人にあつては、役員の名。
  - ③ 南魚沼市の給水区域内において給水装置工事の事業を行う事業所の名称。
  - ④ 事業所毎に選任される給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号。
  - ⑤ 給水工事を行うための機械器具の名称、性能及び数。
  - ⑥ 事業の範囲。
- (2) 添付書類
  - ① 誓約書（様式第2）
  - ② 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本。
  - ③ 個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し。
  - ④ 機械器具調書（様式第1別表）
  - ⑤ 給水装置工事主任技術者選任、解任届出（様式第3）及び免状の写し。